



「越谷げんき de MaaS」サービス登録支援

閩都市計画課 ☎963-9221、☎109021

「越谷げんき de MaaS」とは？

①越谷市MaaSサービス

鉄道・バス・タクシー・シェアサイクル等、複数の交通を組み合わせた最適な経路検索ができる、Webアプリケーションを提供しています。

②キャッシュレス運賃補助(事前登録制)

市内在住の75歳以上の方を対象に、交通系ICカード(Suica・PASMO等)を活用して、路線バス・タクシーの運賃を補助します。
 ・バス：1乗車あたり100円割引(回数制限なし)
 ・タクシー：1乗車あたり500円割引(年度12回)

登録に必要なもの



交通系ICカード
(必須)



マイナンバーカード



スマートフォン

登録方法

交通系ICカードが必要です。「マイナンバーカード」の有無により、登録方法が異なります。

方法1 自宅で登録

マイナンバーカードをお持ちで、スマートフォンを操作して登録ができる方

スマートフォンを使ってご自宅で「越谷げんき de MaaS」の登録ができます！ 登録方法や登録の専用サイトは、右記の二次元コードからご覧ください。



登録方法



登録専用サイト

方法2 登録支援会で登録

マイナンバーカードをお持ちでない方やスマートフォンでの登録が難しい方

日時：4月1日(水)から。9:00～16:00(平日のみ)
 場所：市役所エントランス棟3階市民ラウンジ
 持ち物：(必須)交通系ICカード、本人確認書類
 (お持ちの方)スマートフォン、マイナンバーカード
 申込み：当日会場へ

地区センター登録支援会

日程・会場：右表のとおり 時間：10:00～15:00
 持ち物：(必須)交通系ICカード、本人確認書類
 (お持ちの方)スマートフォン、マイナンバーカード
 申込み：当日会場へ
 *マイナンバーカードをお持ちでない方は、本人確認書類(運転免許証、パスポート等、住所・生年月日が分かるもの)をお持ちください

日程	会場
4月15日(水)	大袋地区センター
4月17日(金)	川柳地区センター
4月20日(月)	大相模地区センター
4月23日(木)	増林地区センター
4月24日(金)	出羽地区センター
4月27日(月)	荻島地区センター

日程	会場
4月30日(水)	桜井地区センター
5月13日(水)	大沢地区センター
5月15日(金)	新方地区センター
5月19日(火)	南越谷地区センター
5月21日(木)	北越谷地区センター
5月29日(金)	蒲生地区センター

市内に建築物を所有している方へ

越谷市空家等対策計画 117094

◆改定の目的

空家等対策を取り巻く社会情勢の変化に対応するとともに、総合的かつ計画的な空家等対策をより一層推進することを目的としています。

◆計画期間

令和8年度～12年度の5年間

◆主な改定内容

本市では、3つの基本的な方針に基づく施策を実施することにより、空家等対策に取り組んできました。
 引き続き、3つの基本的な方針に基づき施策を実施するとともに、本市の空家等の現状や調査結果等を踏まえ、各施策の強化を図ります。

適正管理

- ・所有者等の特定の効率化・迅速化
- ・防災・防犯対策の促進

予防・抑制

- ・「住まいの終活」の普及促進
- ・相続登記の申請の義務化の周知

活用・流通

- ・家財処分の支援の検討
- ・各種団体等と連携した空家等の活用・流通の促進

空家等対策や建築物の耐震化をより強化するため、「越谷市空家等対策計画」および「越谷市建築物耐震改修促進計画」を改定しました。
 閩建築住宅課▷空き家関係全般…☎963-9205 ▷耐震関係全般…☎963-9235

越谷市建築物耐震改修促進計画 117302

◆改定の目的

新たな耐震化率の目標の設定や対象建築物の拡充を図り、建築物の耐震化のより一層の促進を図ることを目的とします。

◆計画期間

令和8年度～12年度の5年間

◆主な改定内容

- ・住宅の耐震化率の目標値を「おおむね解消」へ改定
- ・対象となる建築物に避難所施設を追加し、耐震化率の目標値を「100.0%」に設定
- ・3つの取組方針を定め、耐震化率向上に向けて施策に取り組む

普及・啓発

- ・住宅所有者や関係団体等への情報発信
- ・イベント等での周知

耐震化支援

- ・無料簡易耐震診断の実施
- ・耐震診断および耐震改修の費用に対する補助

環境の整備

- ・住宅リフォーム・耐震相談会等の実施
- ・各種団体等との連携体制の構築

不動産登記の義務化

1 4月1日(水)から住所等変更登記申請の義務化

登記簿上の所有者は、住所等を変更した日から**2年以内**に変更登記が必要です。正当な理由なく義務に違反した場合、**5万円以下の過料**が科される可能性があります。

2 相続登記申請の義務化

不動産を相続したことを知った日から**3年以内**に登記が必要です。なお、**義務化(令和6年4月1日)前の相続については令和9年3月まで**に登記する必要があります。

閩さいたま地方法務局越谷支局 ☎966-1321

補助 4月6日(月)から「空き家」および「耐震」に関する費用の一部補助を行います。

空き家の除却・改修費用の補助 9989

	対象となる空き家	補助額
除却工事	・特定空家等(勧告を受けているものは除く)、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準の空き家	費用の5分の4(上限30万円。未接道の場合は50万円)
改修工事	地域活性化等に資する施設として10年以上継続して活用する空き家、昭和56年6月1日以後の新耐震基準の空き家(改修工事等を実施することにより耐震基準を満たすものを含む)	費用の3分の2(上限30万円)

耐震診断・改修の補助 10106

	対象となる建築物	補助額
耐震診断	平成12年5月31日以前の耐震基準の木造住宅	費用の3分の2(上限7万円)
	昭和56年5月31日以前の耐震基準の分譲マンション	費用の3分の2(上限100万円)
耐震改修	昭和56年5月31日以前の耐震基準の木造住宅	費用の23%(上限50万円)
	平成12年5月31日以前の耐震基準の木造住宅	費用の23%(上限35万円)